

児童福祉法に基づく銚子市児童発達支援センターわかば（居宅訪問型児童発達支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 銚子市（以下「事業者」という。）が設置する銚子市児童発達支援センターわかば（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の居宅訪問型児童発達支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅訪問型児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援、又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定居宅訪問型児童発達支援の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定児童発達支援に関する指針（以下「児童発達支援ガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第3条 事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 銚子市児童発達支援センターわかば
- （2）所在地 千葉県銚子市三崎町3丁目96番地の1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定居宅訪問型児童発達支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（非常勤職員、児童発達支援児童発達支援管理責任者兼務・保育所等訪問支援児童発達支援管理責任者兼務・居宅訪問型児童発達支援訪問支援員兼務・保育所等訪問支援訪問支援員兼務）

児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成し、通所給付決定保護者（法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。）及び障害児に説明の上、同意を求め、当該計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 訪問支援員 2名（非常勤職員1名、児童発達支援管理責任者兼務・児童発達支援児童発達支援管理責任者兼務・保育所等訪問支援児童発達支援管理責任者兼務・保育所等訪問支援訪問支援員兼務。常勤職員1名、保育所等訪問支援訪問支援員兼務）

居宅訪問型児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。

- (4) 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（指定居宅訪問型児童発達支援の内容）

第7条 指定居宅訪問型児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅訪問型児童発達支援計画の作成
(2) 外出することが著しく困難な重度の障害を持つ児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援をする。
・遊びをとおして、手先の感覚や心と体の成長を促す支援。
・教材を使い、言葉の理解や表出を促す支援等。

（通所給付決定保護者から受領する費用の額等）

第8条 指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。
3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定居宅訪問型児童発達支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必

要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、銚子市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用当日に、利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスを受けることができない場合には、通所決定保護者が同意したうえで、サービスの変更を行うものとする。
- (2) 利用児童の住所及び利用者負担上限月額、支給量など通所受給者証の記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかにセンターに知らせるものとする。また、センターから通所受給者証等の確認依頼があった場合には速やかに提示するものとする。
- (3) サービスを利用するにあたって、通所決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第21条5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 現に指定居宅訪問型児童支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は障害児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供した指定居宅訪問型児童支援に関する障害児又は通所給付決定保護者、その他の障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第21条の5の22の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問、若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者、その他の当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及び支給決定保護者並びにその他の当該児の家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の同意を得ておかなければならない。
- 5 事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。
- 6 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 7 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅訪問型児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。